

平成 28 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社ネクストジェン
代表者名 代表取締役 執行役員 社長 大西 新二
(JASDAQ コード: 3842)
問合せ先 取締役 執行役員 経営管理本部長 天田 貴之
(TEL. 03-5793-3230)

譲渡制限付株式による役員向け報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議し、本制度に関する議案（以下「本議案」という。）を平成 28 年 6 月 23 日開催予定の第 15 回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本制度の導入は、平成 28 年 5 月 2 日付で公表しております「監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更並びに役員人事に関するお知らせ」のとおり、本株主総会で監査等委員会設置会社への移行が承認可決されることを条件としております。

記

1. 役員報酬制度見直しの目的

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬制度を導入いたします。

2. 株主総会に付議する内容

当社の取締役の報酬額は、平成 19 年 3 月 30 日開催の第 6 回定時株主総会において、年額 200,000 千円以内（ただし、使用人給分給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っており、本株主総会においては、当該報酬額の設定についても付議させていただき予定ですが、これとは別枠で次のとおり譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することについて、本株主総会に付議することといたします。

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額 50,000 千円以内といたします。また、各取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は 3 名（うち、社外取締役 1 名）ですが、本株主総会において、取締役選任議案が原案どおり承認可決されまると、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、3 名（うち社外取締役 1 名）となります。したがって、現在の本議案に係る対象者となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、社外取締役 1 名を除いた 2 名となります。

また、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年 50,000 株以内とし、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによ

る当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

3. 本制度の内容

- (1) 当該取締役は、3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 当該取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人を退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、当該取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) その他の内容は、当社取締役会において定めるものとする。

以 上